



市報なめがた臨時号

平成 25 年 10 月 22 日発行・編集 市長公室秘書課(麻生庁舎)
Tel 0299-72-0811 fax 0299-72-2174

台風 26 号で被害に遭われた皆さまに 心からお見舞いを申し上げます

この度の台風では、土砂崩れで人的な被害が発生してしまいました。また、建物や道路にも大きな被害が発生しており、さらに、基幹産業の農作物にも甚大な被害が発生しております。現在も詳しい状況を調査しており、関係機関と連携して早急に対応をしております。

台風 26 号による大雨により、土砂災害の発生している箇所、また、発生していても地盤のゆるんでいる箇所があります。何よりも身の安全を確保するため、危険な場所には近づかないようにしましょう。

河川、水路などが増水した場合でも、危険ですので、様子を見にくいなどの行動は控えましょう。風雨が強くなりそうな場合には、台風が近づく前に、早めに安全な場所に避難するようお願いいたします。

行方市長 鈴木 周也

台風 26 号による道路の破損について注意

台風の影響により道路に危険な箇所があります。土砂が堆積したり、法面が崩れていたり、また、倒木等があります。歩行者・車両等の通行にあたり十分にご注意をお願いします。危険箇所等にはカラーコーン等を設置して、注意喚起をしておりますが、通行に際しては、スピードを控え、路肩に



近づかないようお願いします。特に夜間の通行にはご注意ください。

今回の風雨により、地盤が緩んでいる箇所もありますので、気象条件の変化により道路等の通行には十分な注意をお願いいたします。

〇お問い合わせ先 都市建設課(玉造庁舎)

☎ 0299-55-0111

公園周辺の急傾斜地について

羽黒山公園(麻生地区)、養神台公園(富田地区)など、高台に設けた公園があります。今回の台風により、公園周辺の急傾斜地の地盤が緩んでいる箇所もありますので、今後の風雨には注意願います。

〇お問い合わせ先 都市建設課(玉造庁舎) ☎ 0299-55-0111

災害ごみの搬入

台風 26 号で被災された方にお知らせします。

今回の台風により、被害を受けた家屋から発生したごみは、災害ごみとして取り扱います。

搬入を希望される方は、事前に環境課へ申請してください。

条件などの詳しいことにつきましては、環境課までお問い合わせください。

なお、申請を行わず搬入した場合は、通常ごみとして料金が発生しますので、ご注意ください。

〇お問い合わせ 環境課(北浦庁舎) ☎ 0291-35-2111

※災害廃棄物の受け入れについては、被害家屋等所有者より環境課へ電話にて搬入申請をし、環境課職員が現場確認を行います。その際に、番号札を配布しますので、その番号札を持参し、現場確認した際に指定された搬入先へ持ち込んでください。

搬入先への持ち込み日時は、番号札の裏面に記載してあります。

災害廃棄物の受け入れは、11月30日までを予定しています。

※ 今回の台風により、被害を受けた農業用ビニールハウスも災害ごみとして取り扱います。

搬入を希望される方は、事前に農林水産課(TEL 0291-35-2111)へ申請してください。

り災証明書の交付を希望される皆様へ

■ 「り災証明書」とは、災害等により被害を受けたことを公的に証明する証明書です。被災事実、損害程度等について証明をします。

【証明対象】 台風で被災した建物

【受付期間】 当面の間

【受付場所】 税務課 り災申請窓口(麻生庁舎別棟)

【受付日時】 平日 午前9時～午後5時

【申請書記入事項】

住所・氏名・電話番号・り災建物の種類(例:居宅、物置など)・構造(例:木造、鉄骨造など)・床面積(例:〇〇.〇〇㎡)・その他

【ご持参いただくもの】

①認印 ②建物の被災写真 ③位置図(建物の位置を示す図)

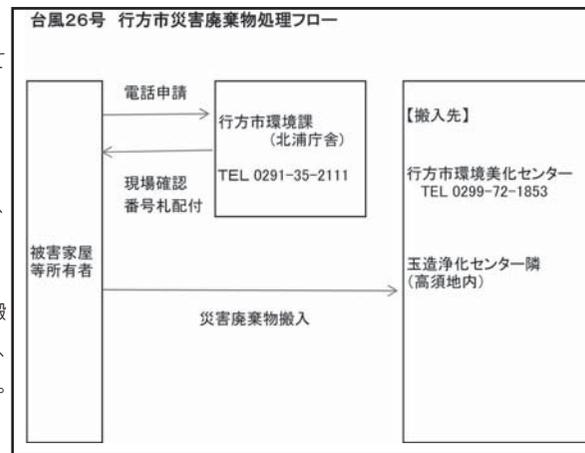
【その他】

※市で内容の確認後、証明書は郵送にて交付します。

※解体・修理をご予定の方でり災証明書を必要とされる場合は、作業の着手前に早めのご申請をお願いします。ただし、特段の事情によりやむを得ない場合は建物の被災写真など状況のわかるものを撮影・保管の上で着手してください。

※申請に対して確認を行いますので即日の証明書交付はできません。申請手続きは余裕をもって早めをお願いします。

〇お問い合わせ先 税務課(麻生庁舎別棟) ☎ 0299-72-0811



水道の休止手続き

災害によって水道が一時使用不能となっている場合には、各庁舎の総合窓口課で休止の手続きを行ってください。

届け出には印鑑が必要となります。

道路若しくは宅地内で漏水を発見した場合には、水道課までご連絡ください。

〇お問い合わせ 水道課 ☎ 0299-55-1108

農地・農業用施設 災害復旧事業

災害により被害を受けた農地・農業用施設(ため池、用水路、排水路、揚水機、農道など)の原形復旧を行い、農業生産の維持を図る団体等に対して国が補助する制度があります(1カ所の工事費が40万円以上の場合)。

今回の台風26号により受けた被害が該当になる場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。また、申請期間が短いため早急にご連絡ください。

〇お問い合わせ 農林水産課

土地改良担当(北浦庁舎)

☎ 0291-35-2111